

令和 5年 1月 5日

制限付一般競争入札参加業者 様

那覇市・南風原町環境施設組合
管 理 者 知 念 覚

回 答 書

件 名： 令和4年度 環境の杜ふれあいトレーニング機器等賃貸借契約
(長期継続契約)

仕様書 項目等	質問疑義内容	回答欄
契約書全般	落札後に契約書条項の内容に関して協議することは可能でしょうか。 契約書第6条1項記載の「乙」の表記を、「丙」と変更させて頂く事や、契約書の頭書きを「丙所有」とさせて頂きます等、乙・丙の記載について修正協議をお願いしたいと存じます	契約書(案)として公告しておりますので、落札業者様との修正協議は可能です。
契約書 第3条	物件の引渡につきまして、契約書第3条2項にて「乙及び丙」とありますが「電気工事」は丙では履行出来ない為、「乙」にて履行させて頂ければ差し支えないでしょうか。	落札業者様と協議をおこないます。
契約書 第16条	那覇市・南風原町環境施設組合契約規則について、写しを頂戴出来ますでしょうか。	契約規則はWEB上でも公開されていますが、別紙添付致します。

<p>契約書 押印欄</p>	<p>本件落札しました際の契約書等への押印について、代表印（丸印）の押印であれば、那覇市様若しくは南風原町様への届出印でなくても問題無いでしょうか。</p>	<p>届出印での押印をお願い致します。</p>
<p>契約書 別紙</p>	<p>賃貸借物件に付保する動産総合保険は、賃貸借期間に応じて保険金額が逡減する時価保険を予定しておりますが宜しいでしょうか。</p>	<p>（別紙）動産総合保険内容を満たしていれば問題ありません。</p>
<p>契約書 別紙</p>	<p>物件が、天災地変（地震・津波・噴火等）、騒乱・テロ行為等不可抗力により、滅失または毀損した場合の補修・交換費用の負担については、貴組合負担もしくは別途協議として頂くことは可能でしょうか（地震・噴火・津波等の天災地変は動産総合保険対象外です。）</p>	<p>契約書第16条のとおり、契約に定めのない事項については、甲乙丙協議の上定めるものとします。</p>
<p>契約書 別紙</p>	<p>物件が、天災地変（地震・津波・噴火等）、騒乱・テロ行為等不可抗力により、滅失または毀損し修理不能（契約満了）となった場合、残期間の賃借料の扱いも含めまして、別途協議可能ですか。</p>	<p>契約書第16条のとおり、契約に定めのない事項については、甲乙丙協議の上定めるものとします。</p>
<p>契約書 別紙</p>	<p>物件が、天災地変（地震・津波・噴火等）、騒乱・テロ行為等不可抗力により、滅失または毀損した際に、貴組合や第三者に損害の発生の場合、受注者及びリース会社に帰責がない場合は、受注者及びリース会社には同損害について責任を免責されるとの認識にて宜しいでしょうか。</p>	<p>契約書第16条のとおり、契約に定めのない事項については、甲乙丙協議の上定めるものとします。</p>

<p>業務仕様書 6. 特記事項 ⑤⑥</p>	<p>修繕が必要となりました場合、修繕費用につきましては、本契約とは別途、貴組合にて費用ご負担を頂けるとの認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>納品後 2 年目以降の修繕については、組合にて費用負担致します。</p>
<p>業務仕様書 6. 特記事項⑥</p>	<p>「納品後 2 年目以降は、環境の杜ふれあい指定管理者との保守契約を行うものとする」とございますが、初年は契約書第 8 条の通りとの認識でお間違いないでしょうか。</p>	<p>その通りです。</p>
<p>業務仕様書 6. 特記事項⑥</p>	<p>2 年目以降の保守につきまして、「納品後 2 年目以降は、環境の杜ふれあい指定管理者との保守契約を行うものとする。(今回入札とは、別途契約。保守費用は入札価格に含めない) また、既存のトレーニング機器についても保守を行うものとする。」との記載がございますが、この保守契約は、指定管理者と今回の案件の入札参加者(リース会社は含まない)の 2 者間にて、別途有償にてご契約を行うとの認識で宜しいでしょうか</p>	<p>その通りです。</p>
<p>業務仕様書 3. 納期</p>	<p>本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、今後、コロナ情勢やロシア・ウクライナ情勢等の悪化、上海ロックダウンの影響により、半導体不足やサプライチェーンの乱れが加速した場合、生産や納品に遅延が生じる可能性が御座います。社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきましては別途協議を頂くことは可能でしょうか(社</p>	<p>納入期限までに機器を調達することを条件に公告しているため、基本的に遅延することは認められません。</p> <p>社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力の場合は、別途協議を行います。</p>

<p>その他 全般</p>	<p>会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です)。</p> <p>施設の統廃合が行われて物件が不要となり、契約が変更または解除となった場合は、貴組合にて残賃貸借料のご負担を頂けるとの認識で問題ないでしょうか。</p>	<p>契約書第16条のとおり、契約に定めのない事項については、甲乙丙協議の上定めるものとします。</p>